



島根県報

平成25年7月9日（火）

号外 第 118 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

告 示**島根県告示第511号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 7 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員		
県 道	桜江金城線	江津市桜江町長谷994番 4地先から同1000番地 先まで	前	メートル 24.65～ 33.52	メートル 15.76	浜田県土整備 事務所 事業用地と交換 減幅
			後	24.65～ 30.96	15.76	